

令和3年10月20日

公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター 理事長 様
公益社団法人神奈川県食品衛生協会 会長 様
一般社団法人横浜市食品衛生協会 会長 様
一般社団法人川崎市食品衛生協会 会長 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

基本的対策徹底期間に係る協力をお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、県は、リバウンド防止措置期間において実施してきた飲食店等に対する時短要請を10月25日から解除することとしました。

また、本県では首都圏1都3県で協調し、10月25日から11月30日までを、基本的対策徹底期間と位置づけ、基本的な感染防止対策を徹底することとしました。

つきましては、飲食店は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、利用客は一組（1テーブル）4人以内または同居家族、2時間を目安とすることについて、ご協力をお願いします。

また、全ての事業所は、業界ガイドラインを遵守し、従業員のテレワークや時差出勤など、感染リスクの回避に向けた取組をお願いします。

イベント開催については、11月1日から10,000人の人数上限を撤廃しますが、令和4年1月31日までにを行うイベントの事前販売については上限を10,000人とするようお願いいたします。なお、追加販売については、イベント開催の事前相談の中で感染状況を踏まえながら対応します。

上記の概要については、別添「第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」のとおりですので、引き続き、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

【協力金（終了）について】

○ 時短要請の解除に伴い、10月25日以降の協力金はありません。

※ 自主的に休業や時短営業をした場合も、協力金は交付されませんので、ご注意ください。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 「第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」

問合せ先
健康医療局生活衛生部生活衛生課
団体指導グループ 鶴田
電話(045)210-4935 (直通)
食品衛生グループ 青山
電話(045)210-4940 (直通)